

○市街地再開発事業資金貸付金 関係様式

- 1 様式第3—1号 地方公共団体資金貸付金貸付申請書
- 2 様式第3—2号 地方公共団体資金貸付金貸付計画書
- 3 様式第3—3号 地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書
- 4 様式第3—4号 地方公共団体資金貸付金支払請求書
- 5 様式第3—5号 地方公共団体資金貸付金借用証書
- 6 様式第3—6号 組合等資金貸付金貸付申請書
- 7 様式第3—7号 組合等資金貸付金事業計画書
- 8 様式第3—8号 組合等資金貸付金資金計画書
- 9 様式第3—9号 組合等資金貸付金借用証書
- 10 様式第3—10号 地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書
- 11 様式第3—11号 地方公共団体資金貸付金貸付決定変更通知書
- 12 様式第3—12号 地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書
- 13 様式第3—13号 地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書
- 14 様式第3—14号 地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書
- 15 様式第3—15号 地方公共団体資金貸付金実績報告書
- 16 様式第3—16号 地方公共団体資金貸付金清算調書
- 17 様式第3—17号 地方公共団体資金貸付金受入調書
- 18 様式第3—18号 組合等資金貸付金実績報告書
- 19 様式第3—19号 組合等資金貸付金資金調書

○保留床取得資金貸付金 関係様式

- 1 様式第3—20号 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付申請書
- 2 様式第3—21号 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付計画書
- 3 様式第3—22号 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書
- 4 様式第3—23号 地方公共団体保留床取得資金貸付金支払請求書
- 5 様式第3—24号 地方公共団体保留床取得資金貸付金借用証書
- 6 様式第3—25号 法人等保留床取得資金貸付金貸付申請書
- 7 様式第3—26号 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画書
- 8 様式第3—27号 法人等保留床取得資金貸付金業務等調書
- 9 様式第3—28号 法人等保留床取得資金貸付金收支計画書
- 10 様式第3—29号 法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分方針
- 11 様式第3—30号 法人等保留床取得資金貸付金借用証書
- 12 様式第3—31号 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書
- 13 様式第3—32号 地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更通知書
- 14 様式第3—33号 地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還請求書
- 15 様式第3—34号 地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還申込書
- 16 様式第3—35号 地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還通知書
- 17 様式第3—36号 地方公共団体保留床取得資金貸付金実績報告書
- 18 様式第3—37号 地方公共団体保留床取得資金貸付金清算調書
- 19 様式第3—38号 地方公共団体保留床取得資金貸付金受入調書
- 20 様式第3—39号 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書
- 21 様式第3—40号 法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書
- 22 様式第3—41号 法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書

様式第3－1号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。）第1条第3項第1号による組合等に対する貸付事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貸付金の額 金 円也

〔償還表〕

2. 借用金は、次のとおり、各償還期日までに一括して支払います。

貸付対象地区名	貸付対象施行者名	貸付額	貸付金交付予定期	償還金額	償還期日
		金 円	令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日
貸付額合計		金 円	償還額合計	金 円	—

3. 別紙に定める貸付条件に従います。

（別紙）

第1条 組合等資金貸付金の貸付けを受ける組合等に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帶して債務を負担する保証人を立てさせます。

第2条 借用金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第3条 組合等に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定期額を必要としなくなったときは、借用金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第4条 組合等が次の各号の一に該当する場合において、組合等から該当することとなった日から30日以内にその旨報告させ、組合等資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させます。

- 一 市街地再開発事業が終了した場合
 - 二 組合が解散した場合
 - 三 組合等の事由により繰上償還の必要が生じた場合
- 2 組合等が前項各号の一に該当することとなった日から 40 日以内に地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、本文 2 にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、繰上償還します。
- 3 前項のほか借用金の全部又は一部を繰上償還する必要が生じた場合には、地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、当該借用金を繰上償還します。

第 5 条 借用金の償還又は第 3 条による返還を怠ったときは、償還期日又は第 3 条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第 6 条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
 - 二 借用金の償還又は第 3 条による返還を怠ったとき。
 - 三 第 1 条、第 2 条又は第 7 条から第 11 条までの定めに反したとき。
- 2 国が前項第 1 号又は第 3 号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第 7 条 組合等から組合等資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を繰上償還します。

2 組合等が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、組合等から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第 8 条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第 9 条 地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の 4 月 30 日までに国に提出します。

2 組合等に対する貸付金を貸し付けた年度の翌年から当該貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金を貸付けた組合等の毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の 6 月 20 日（当該貸付金を貸付けた年

度の翌年にあっては、4月20日）までに提出させ、その写しを翌年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあっては、4月30日）までに国に提出します。

3 組合等の施行する市街地再開発事業が完了した場合には、組合等から第4条第1項の報告に合わせ組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を提出させ、同条第2項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書の提出に合わせその写しを国に提出します。

4 国において事業の実績が借用の目的又は地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書の内容に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第10条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に關し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第11条 組合等に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

樣式第3-2号

地方公共団体資金貸付金貸付計画書

様式第3-3号

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、
下記のとおり貸付けることにしたので、通知する。

記

1. 貸付金の額 金 円也
2. 償還期日その他の貸付条件は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付申請
書記載のとおりとする。

様式第3-4号

番 号
年 月 日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住 所
地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金支払請求書

本（都道府県、市町村）は、令和 年 月 日付け国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けました標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内訳 (1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
(3) 今回貸付けを受けるまでに支出される金額		円
(4) 次回貸付けを受けるまでに支出が見込まれる金額		円
差引 (3) + (4) - (2)		円

(注) 資金振込先を下欄に記入すること。

○○銀行○○支店 口座番号
口座名義

様式第3－5号

地方公共団体資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第1号による組合等に対する貸付事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、次のとおり、償還期日までに一括して支払います。

償還金額	償還期日
金 円	令和 年 月 日

第2条 組合等資金貸付金の貸付けを受ける組合等に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。

第3条 借用金の償還に当たっては、国の指定する方法で行います。

第4条 組合等に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借用金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第5条 組合等が次の各号の一に該当する場合において、組合等から該当することとなった日から30日以内にその旨報告させ、組合等資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させます。

一 市街地再開発事業が終了した場合

二 組合が解散した場合

三 組合等の事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 組合等が前項各号の一に該当することとなった日から40日以内に地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、第1条にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、繰上償還します。

3 前項のほか借用金の全部又は一部を繰上償還する必要が生じた場合には、地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、当該借用金を繰上償還します。

第6条 借用金の償還又は第4条による返還を怠ったときは、償還期日又は第4条によ

り国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第7条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

二 借用金の償還又は第4条による返還を怠ったとき。

三 第2条、第3条又は第8条から第12条までの定めに反したとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第8条 組合等から組合等資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書を国に提出し、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書に従い、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を繰上償還します。

2 組合等が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、組合等から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第9条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業の遂行が困難となった場合

三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第10条 地方公共団体資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 組合等に対する貸付金を貸し付けた年度の翌年から当該貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金を貸付けた組合等の毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあっては、4月20日）までに提出させ、その写しを翌年度の6月30日（当該貸付金を貸付けた年度の翌年にあっては、4月30日）までに国に提出します。

3 組合等の施行する市街地再開発事業が完了した場合には、組合等から第5条第1項の報告に合わせ組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を提出させ、同条第2項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書の提出に合わせその写しを国に提出します。

4 国において事業の実績が借用の目的又は地方公共団体資金貸付決定書の内容に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第11条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認めて、地方公共団体資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その

他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第12条 組合等に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条
第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

令和 年 月 日

地方公共団体の長

様式第3－6号

番号
年月日

地方公共団体の長 殿

申請者 ○○組合
代表者氏名

組合等資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第3項第1号による市街地再開発事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貸付金の額 金 円也

2. 貸付対象地区 ○○地区（施行者名）

〔償還表〕

3. 借用金は、次のとおり、各償還期日までに一括して支払います。

貸付金交付予定時期	償還金額	償還期日
令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日
令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日

4. 別紙に定める貸付条件に従います。

（別紙）

第1条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第2条 次の各号の一に該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨報告し、本文3の規定にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

- 一 事業が終了した場合
- 二 組合が解散した場合
- 三 その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第3条 借用金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日又は第1条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第4条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金

の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- 二 借用金の償還又は第1条による返還を怠ったとき。
- 三 第5条、第6条、第8条又は第9条の定めに反したとき。（債権保全の方法が担保の設定である場合は「第5条から第8条までの定めに反したとき。」とする。）
- 2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第5条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- 三 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

第6条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日（借用金を借り入れた年度の翌年にあっては、4月20日）までに貴（都道府県、市町村）に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を貴（都道府県、市町村）に提出します。

- 2 貴（都道府県、市町村）において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

（注：債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。）

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。	第7条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。
第8条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。 2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。	2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。
第9条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。	第8条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

<p>2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第10条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。</p>	<p>第9条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第7条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。</p>
--	--

組合等資金貸付金事業計画書

(単位:千円)

地方公共団体名			施行者名		
地区名	全体計画	前年度まで	今年度	次年度以降	スケジュール
工事費					
調査設計計画費					事業期間
事業計画作成費					年月日～年月日
地盤調査費					
建築設計費					
権利変換計画作成費					①都市計画決定
土地整備費					年月日
除却・整地費					②組合設立認可(組合のみ)
仮設店舗設置費					年月日
用地費及び補償費					③事業計画認可
用地補償費					年月日
建物補償費					④権利変換計画認可
損失補償費					年月日
本工事費					⑤工事着工
公共施設本工事費					年月日
施設建築物本工事費					⑥工事完了
その他工事費					年月日
その他					
事務費					
小計					
借入金利子					
合計(A)					
貸付限度額(A×1/2)					
貸付予定額(国の貸付額)	()	()	()	()	

(注)位置図、区域図、現況図、施設建築物計画図(配置図、基準階平面図、縦断面図)を添付すること。

組合等資金貸付金資金計画書

(単位:千円)

地方公共団体名								
地区名	施行者名	合 計(a+b+c)		前年度まで(a)	今年度(b)	次年度以降(c)	備 考	
資金 収入	前年度からの繰越額							
	保留床処分金							
	賦課金・分担金							
	公共施設管理者負担金							
	補助・助成金							
	借 入 金	組合等資金貸付金借入金						
		日本政策投資銀行・住宅金融支援機構等からの借入金						
		その他の借入金						
	そ の 他							
		合 計(A)						
資金 支出	工事費事務費合計							
	借入金償還	組合等資金貸付金借入金						
		日本政策投資銀行・住宅金融支援機構等からの借入金						
		その他の借入金						
	利子分							
	そ の 他							
		合 計(B)						
		後年度への繰越金(A-B)						

(注)

1. 保留床処分金欄には、参加組合員負担金を含めて記入すること。
2. 資金収入及び資金支出欄中その他借入欄には、事業協力者の立替金を含めて記入すること。
3. 資金支出欄中工事費事務費合計欄は、様式第3-7号の小計欄と整合をとること。

○日本政策投資銀行・住宅金融支援機構等からの借入金及びその他の借入金内訳

借 入 先	借入金額	借入年月	利 率	償還期間 (据置期間)	償還方法	備 考
○○銀行		年 月	%	年 (年)		
合 計						

組合等資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第1号による市街地再開発事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、次のとおり、償還期日までに一括して支払います。

償還金額	償還期日
金 円	令和 年 月 日

第2条 市街地再開発事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 次の各号の一に該当する場合には、該当することとなった日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨報告し、第1条の規定にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して組合等資金貸付金の全部又は一部を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

- 一 事業が終了した場合
- 二 組合が解散した場合
- 三 その他事由により繰上償還の必要が生じた場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、当該貸付金の全部を繰上償還します。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により貴（都道府県、市町村）が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- 二 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

三 第6条、第7条、第9条又は第10条の定めに反したとき。(注:債権保全の方法が担保の設定である場合は「第6条から第9条までの定めに反したとき。」とする。)

- 2 貴(都道府県、市町村)が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴(都道府県、市町村)に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- 三 事業計画の変更(軽微な変更を除く。)を行う必要が生じた場合

第7条 毎年度の組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を翌年度の6月20日(借用金を借り入れた年度の翌年にあっては、4月20日)までに貴(都道府県、市町村)に提出します。ただし、事業が完了した場合には、その日から30日以内に組合等資金貸付金実績報告書及び組合等資金貸付金資金調書を貴(都道府県、市町村)に提出します。

- 2 貴(都道府県、市町村)において、事業の進捗が不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

(注:債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。)

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合
第8条 保証人は、債務者と連帶して一切の債務を保証します。	第8条 債務者は、貴(都道府県、市町村)に担保物件を提供します。
第9条 債務者又は保証人は、貴(都道府県、市町村)が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。 2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴(都道府県、市町村)の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。	2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴(都道府県、市町村)の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。
第10条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴(都道府県、市町村)に保証人変更申請書を提出します。 2 貴(都道府県、市町村)において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の	第9条 貴(都道府県、市町村)において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。

<p>変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第11条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第9条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。</p>	<p>第10条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。</p>
--	--

令和 年 月 日

債務者 ○○組合
代表者住所
代表者氏名

保証人
住所
氏名

様式第3－10号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金貸付決定変更申請書

令和 年 月 日付け国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けました下記Iの地方公共団体資金貸付金について、下記IIのとおり貸付金の額を変更したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3条の8第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

I. 既貸付決定内容

貸付対象地区名	貸付対象施行者名	貸付額	貸付金交付予定期	償還金額	償還期日
		金 円	令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日
貸付額合計		金 円	償還額合計	金 円	—

II. 貸付決定変更内容

1. 変更の事由

2. 変更後の償還表

貸付対象地区名	貸付対象施行者名	貸付額	貸付金交付予定期	償還金額	償還期日
		金 円	令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日	金 円	令和 年 月 日
貸付額合計		金 円	償還額合計	金 円	—

様式第3－11号

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金貸付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって貸付決定変更申請のあった下記Iの地方公共団体資金貸付金について、下記IIのとおり変更することとしたので通知する。

記

I. 既貸付決定内容

1. 貸付決定年月日及び番号

2. 当初貸付金の額 金 円

II. 貸付決定変更内容

1. 貸付金の額 金 円

2. 償還期日及び償還金額は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付決定変更申請書記載の通りとする。

様式第3-12号

番号
年月日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書

令和 年 月 日国都総(住街)第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、都市開発資金貸付要領(平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号)第3条の10第1項第2号の規定により下記のとおり償還されたい。

記

1 繰上償還額等

(1) 繰上償還すべき額 金 円

(2) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第29条第2項の規定により國に納付しなければならない額 金 円

合 計 (1) + (2) 金 円

2 繰上償還の期日

令和 年 月 日

3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象施行者名

4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

5 改定償還計画

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	令和 年 月 日	金 円
金 円	令和 年 月 日	金 円

様式第3－13号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

地方公共団体の長

地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書

令和 年 月 日国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3条の10第2項の規定により申し込みます。

記

1 繰上償還の事由

2 繰上償還の額 金 円

3 繰上償還の期日 令和 年 月 日

4 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象施行者名

5 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

6 改定償還計画

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	令和 年 月 日	金 円
金 円	令和 年 月 日	金 円

様式第3－14号

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書

令和 年 月 日国都総(住街)第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、令和 年 月 日付け第 号による申込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領(平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号)第3条の10第3項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- | | | |
|-----------------------------------|----------|---|
| 1 繰上償還すべき額 | 金 | 円 |
| 2 繰上償還の期日 | 令和 年 月 日 | |
| 3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象施行者名 | | |
| 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 | 金 | 円 |
| 5 改定償還計画 | | |

償還金額	償還期日	償還後未償還残高
金 円	令和 年 月 日	金 円
金 円	令和 年 月 日	金 円

様式第3－15号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

地方公共団体の長

令和 年度地方公共団体資金貸付金実績報告書

令和 年 月 日国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 貸付対象事業

2 国から地方公共団体への貸付金の決定額及びその精算額

貸付決定額 円
貸付金精算額 円

3 地方公共団体から組合への貸付金の決定額及びその精算額

貸付決定額 円
貸付金精算額 円

4 貸付事業の成果

別紙の添付書類のとおり

様式第3-16号

地方公共団体資金貸付金精算調書

地区名	施行者名	区分	貸付決定の 内容(円)	精算の内容 (円)	貸付年月 日	摘要
○○地区	○○組合	全体事業費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		○○年度事業費				
		貸付額				
		全体事業費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		○○年度事業費				
		貸付額				
合計	—	—			—	
国からの 借用金	—	—			—	

様式第3－17号

地方公共団体資金貸付金受入調書

区分		第一回	第二回	合計	備考
貸付決定	貸付決定年月日	年 月 日	年 月 日		
	貸付決定番号				
	貸付決定額	円	円		
決定の変更	変更年月日	年 月 日	年 月 日		
	変更番号				
	変更貸付額	円	円		
決定の取消	取消年月日	年 月 日	年 月 日		
	取消番号				
	取消額	円	円		
貸付金受入	受入年月日	年 月 日	年 月 日		
	受入額	円	円		

(注) 「第一回」は貸付決定の回数に応じ欄を増減すること。

組合等資金貸付金実績報告書

(単位:千円)

地方公共団体名			施行者名			
地区名						
工事費	全体計画	前々年度まで	前年度計画	前年度実績	今年度以降	スケジュール
調査設計計画費						事業期間
事業計画作成費						年月日～年月日
地盤調査費						
建築設計費						
権利変換計画作成費						①都市計画決定
土地整備費						年月日
除却・整地費						②組合設立認可(組合のみ)
仮設店舗設置費						年月日
用地費及び補償費						③事業計画認可
用地補償費						年月日
建物補償費						④権利変換計画認可
損失補償費						年月日
本工事費						⑤工事着工
公共施設本工事費						年月日
施設建築物本工事費						⑥工事完了
その他工事費						年月日
その他						
事務費						
小計						
借入金利子						
合計(A)						
貸付限度額(A×1/2)						
貸付予定額(国の貸付額)	()	()	()	()	()	

組合等資金貸付金資金調書

(単位:千円)

地方公共団体名		施行者名		合 計(a+b+c)	前々年度まで(a)	前年度貸付決定	前年度(b)	今年度以降(c)	備 考
地区名									
資 金 収 入	前年度からの繰越額								
	保留床処分金								
	賦課金・分担金								
	公共施設管理者負担金								
	補助・助成金								
資 金 取 入	借 入 金	組合等資金貸付金借入金							
		日本政策投資銀行・住宅金融支援機構等からの借入金							
		その他の借入金							
	そ の 他								
	合 計(A)								
資 金 支 出	工事費事務費合計								
	借入金償還	組合等資金貸付金借入金							
		日本政策投資銀行・住宅金融支援機構等からの借入金							
		その他の借入金							
	利子分								
	そ の 他								
	合 計(B)								
	後年度への繰越金(A-B)								

(注)

1. 保留床処分金欄には、参加組合員負担金を含めて記入すること。
2. 前年度貸付決定欄には、前年度に組合等事業資金貸付金の貸付決定を受けた場合のみ記入すること。
3. 収入及び支出欄中その他借入欄には、事業協力者の立替金を含めて記入すること。
4. 資金支出欄中工事費事務費合計欄は、様式第3-18号の小計欄と整合をとること。

○日本政策投資銀行・住宅金融支援機構等からの借入金及びその他の借入金内訳

借 入 先	借入金額	借入年月	利 率	償還期間 (据置期間)	償還方法	備 考
○○銀行		年 月	%	年 (年)		
合 計						

様式第3－20号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第3項第1号による管理処分会社及び第2号による法人に対する貸付事業に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貸付金の額 金 円也

2. 貸付対象地区、貸付対象法人、貸付額及び貸付金交付予定期

貸付対象地区名	法人名	貸付額	貸付金交付予定期
		金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日
合 計		金 円	—

[償還表]

3. 借用金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

4. 別紙に定める貸付条件に従います。

(別紙)

第1条 法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受ける管理処分会社及び法人（以下、「法人等」という。）に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帶して債務を負担する保証人を立てさせます。

第2条 法人等に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借用金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第3条 法人等の解散等法人等の事由により繰上償還の必要が生じたときは、法人等から当該事由の発生した日から30日以内にその旨報告させます。

2 法人等が次の各号の一に該当する場合において、法人等から法人等保留床取得資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させることとし、本文3にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を国の指定する日までに繰上償還します。

- 一 法人等が法人等保留床取得資金貸付金によって買い取った保留床の全部又は一部を他の者に譲渡した場合
- 二 法人等の解散等法人等の事由により繰上償還の必要が生じた場合

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- 一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
 - 二 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
 - 三 第1条又は第6条から第13条までの定めに反したとき。
- 2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 法人等から法人等保留床取得資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに国にこの旨報告し、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を国の指定する日までに繰上償還します。

2 法人等が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、法人等から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業の遂行が困難となった場合
- 三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合
- 四 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間に、法人等が資本金等の変

更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第8条 地方公共団体保留床取得資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 法人等に、法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書を貸し付けた年の翌年度の4月20日までに提出させ、その写しを翌年度の4月30日までに国に提出します。

3 国において事業の実績が借用の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第9条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間に、法人等が借用金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書を提出させ、承認を受けさせます。

2 前項のうち譲渡に係るものについて承認しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けます。

第10条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書に法人等の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを6月30日までに国に提出します。

第11条 法人等に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人等の住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第7条第4号に係るもの除く。）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、法人等から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第12条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認めて、地方公共団体保留床取得資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体保留床取得資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第13条 法人等に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

地方公共団体保留床取得資金貸付計画書

地方公共団体名							(単位: m ² 、千円)	
地区名	法人等名		前年度まで	令和 年度	翌年度以降	計	備考	
○○地区		保留床取得面積						
		保留床取得総額						
		貸付限度額						
		貸付(予定)額						
		保留床取得面積						
		保留床取得総額						
		貸付限度額						
		貸付(予定)額						
		保留床取得面積						
		保留床取得総額						
		貸付限度額						
		貸付(予定)額						
		保留床取得面積						
		保留床取得総額						
		貸付限度額						
		貸付(予定)額						
		保留床取得面積						
		保留床取得総額						
		貸付限度額						
		貸付(予定)額						
合 計	-	保留床取得面積						
		保留床取得総額						
		貸付限度額						
国からの借入(予定)額合計		貸付(予定)額						

様式第3-2号

番号
年月日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、
下記のとおり貸付けることにしたので、通知する。

記

1. 貸付金の額 金 円也
2. 償還期日その他の貸付条件は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付申請
書記載のとおりとする。

様式第3-23号

番 号
年 月 日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住 所
地方公共団体の長

地方公共団体保留床取得資金貸付金支払請求書

本（都道府県、市町村）は、令和 年 月 日付け国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けました標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内訳(1) 貸付決定を受けた金額		円
(2) 既に交付を受けた金額		円
(3) 今回貸付けを受けるまでに支出される金額		円
(4) 次回貸付けを受けるまでに支出が見込まれる金額		円
差引 (3) + (4) - (2)		円

(注) 資金振込先を下欄に記入すること。

○○銀行○○支店 口座番号
口座名義

地方公共団体保留床取得資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条第3項第1号及び第2号による法人に対する貸付事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

第2条 法人等保留床取得資金貸付金の貸付けを受ける法人（以下、単に「法人」という。）に対し、土地、建物若しくは確実と認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人を立てさせます。

第3条 法人に対する貸付事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、借用金のうち不必要となった部分を、国の指定する日までに返還します。

第4条 法人の解散等法人の事由により繰上償還の必要が生じたときは、法人から当該事由の発生した日から30日以内にその旨報告させます。

2 法人が次の各号の一に該当する場合において、法人から法人等保留床取得資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させることとし、第1条にかかわらず、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を国の指定する日までに繰上償還します。

一 法人が法人等保留床取得資金貸付金によって買い取った保留床の全部又は一部を他の者に譲渡した場合

二 法人の解散等法人の事由により繰上償還の必要が生じた場合

第5条 借用金の償還又は第3条による返還を怠ったときは、償還期日又は第3条により国が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべ

き金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第6条 国において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

二 借用金の償還又は第3条による返還を怠ったとき。

三 第2条又は第7条から第14条までの定めに反したとき。

2 国が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 法人から法人等保留床取得資金貸付金の全部又は一部を繰上償還させた場合は、速やかに国にこの旨報告し、国に対して当該繰上償還額に相当する借用金を国に指定する日までに繰上償還します。

2 法人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付けの条件に違反したため、法人から加算金を徴収した場合においては、その徴収した日の属する月の翌月の末日までに、国からの貸付金に係る部分を国に納付します。

第8条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに国に報告し、その指示に従います。

一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 事業の遂行が困難となった場合

三 貸付計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

四 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間に、法人が資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第9条 地方公共団体保留床取得資金貸付金実績報告書を翌年度の4月30日までに国に提出します。

2 法人に、法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書を貸し付けた年の翌年度の4月20日までに提出させ、その写しを翌年度の4月30日までに国に提出します。

3 国において事業の実績が借用の目的に適合していないと認めて必要な指示をしたときは、その指示に従います。

第10条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人が借用金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書を提出させ、承認を受けさせます。

2 前項のうち譲渡に係るものについて承認しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けます。

第11条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを提出させ、その写しを6月30日までに国に提出します。

第12条 法人に対する貸付金の償還が完了するまでの間、法人の住所、名称、代表者、

資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第8条第4号に係るものを除く。）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、法人から速やかにその旨報告させるとともに、速やかに国に報告します。

第13条 国において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認めて、地方公共団体保留床取得資金貸付金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は地方公共団体保留床取得資金貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

第14条 法人に対する貸付契約において、国の債権の管理等に関する法律第36条第1号から第9号までに掲げられた事項に準ずる定めをします。

令和 年 月 日

地方公共団体の長

様式第3－25号

番号
年月日

地方公共団体の長 殿

申請者 ○○
代表者氏名

法人等保留床取得資金貸付金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第3項第1号及び第2号による保留床取得に要する資金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貸付金の額 金 円也
2. 貸付対象地区 ○○地区 (法人の名前)
3. 貸付金交付予定時期 令和 年 月 日 (円)

[償還表]

4. 借用金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

5. 別紙に定める貸付条件に従います。

(別紙)

第1条 保留床取得（以下「取得」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借用金のうち不必要な部分を返還します。

第2条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生した日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨を報告し、本文4にかかわらず、貴（都道府県、市町村）に対して借用金を貴（都道府県、市町村）の指定する日までに繰上償還します。

第3条 借用金によって取得した保留床の全部又は一部を譲渡する場合には、貴（都道府県、市町村）に対して当該保留床に係る借用金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して30日以内に償還します。

2 前項において、借用金に係る保留床の一部について譲渡をしたときは、借用金の総額に借用金によって取得した保留床の価額に対する当該譲渡をした部分の価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額

と当該譲渡をした日から起算して30日以内に本文4により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。

3 前項による償還を行う場合における貴（都道府県、市町村）に対する借用金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第4条 借用金の償還又は第1条による返還を怠ったときは、償還期日、第1条により貴（都道府県、市町村）が指定する日又は第3条第1項の規定により保留床を譲渡した日から起算して30日後の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

二 借用金の償還又は第1条による返還を怠ったとき

三 第6条から第11条まで、第13条又は第14条の定めに反したとき（注：債権保全の方法が担保の設定である場合は「第6条から第13条の定めに反したとき」とする。）

2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第6条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

一 取得を中止し、又は廃止しようとする場合

二 取得が予定の期間内に完了しない場合又は取得が困難となった場合

三 取得計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

四 借用金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第7条 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書を翌年度の4月20日までに貴（都道府県、市町村）に提出します。

2 貴（都道府県、市町村）において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借用の目的若しくは取得計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第8条 借用金の償還が完了するまでの間、借用金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、貴（都道府県、市町村）に保留床管理処分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第9条 借用金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、貴（都道府県、市町村）に提出します。

第10条 借用金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第6条第4号に係るものと除く。）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに貴（都道府県、市町村）に報告します。

第11条 国又は貴（都道府県、市町村）において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、借用金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借用金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

（注：債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。）

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合（注）
第12条 保証人は、債務者と連帶して一切の債務を保証します。	第12条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に担保物件を提供します。
第13条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。 2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。	2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。 第13条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。
第14条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。 2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。	
第15条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第13条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。	第14条 本申請書に記載された債務を履行しない場合において、第12条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。

法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画書

1. 総括表

(単位: m²、千円)

地区名	法人等名		前年度まで	令和 年度	翌年度以降	計	備考
○○地区		保留床取得面積					
		保留床取得総額					
		貸付限度額					
		借入予定額					

2. 詳細調書

地区名		面積(千m ²)	平均単価(千円／m ²)	価額(千円)	貸付限度額(千円)	貸付額(国貸付額)(千円)	備考						
令和 年度取得予定保留床	建築物分												
	敷地分												
	価額設定根拠												
保留床取得形態													
公募の(予定)時期													
公募の対象													
公募の方法													

(注)

1. 価額設定根拠欄には、原価、権利床価額との関係等、価額の設定根拠を示すこと。必要に応じて別添の説明資料を添付すること。
2. 保留床取得形態欄には、施行者に帰属する保留床を取得、参加組合員・特定事業参加者の取り分として取得、特定建築者の取り分として取得のいずれかを記入すること。
3. 公募の対象欄には保留床取得者の公募、参加組合員・特定事業参加者の公募、特定建築者の公募のいずれかを記入すること。
4. 公募の方法欄には公報、掲示のいずれかを記入すること。
5. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。

(様式第3-27号)

法人等保留床取得資金貸付金業務等調書

(年月日現在)

都道府県名		市町村名	
地区名			
市街地再開発事業施行者			
法人等名			
所在地			
代表者氏名			
設立年	年		
業務内容			
事業への参画形態			
資本金	百万円		
出資者	出資額	出資比率	備考
施行者(組合の場合は組合員)の合計	千円	%	
地方公共団体(公共団体施行事業の場合 は施行者以外の地方公共団体)	千円	%	
その他	千円	%	
合計	千円	100	%

(注)

- 管理法人の事業への参画形態欄には、参加組合員・特定事業参加者、特定建築者、左記以外の保留床取得(予定)者のいずれかを記入すること。
- 法人の登記簿の写し及び定款を添付すること。

法人等保留床取得資金貸付金收支計画書

2. 損益計算書

(単位:千円)

項目	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
償却前利益 l=c-g-h-j																											
償却費 m																											
建物償却費																											
設備償却費																											
その他償却費																											
当期利益 n=l-m																											
納税引当金・法人税 o																											
税引後利益 p=n-o																											
累積利益																											

3. 借入金残高

(単位:千円)

項目	開業前	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
借入金残高																											
長期借入金																											
法人等保留床取得資金貸付金借入金																											
日本政策投資銀行・住宅金融支援機構等借入金																											
市中銀行借入金																											
その他借入金																											
保証金																											
敷金																											

(注)

1. 法人保留床取得資金貸付金により取得した保留床の賃貸等に係る収支計画を記入すること。
2. 法人の予算書を添付すること。

(様式第3－29号)

法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分方針

1. 取得保留床の内容

取得時期	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	合計
面積(m ²)				
用途				
権利形態				
備考				

2. 取得保留床の賃貸等に関する内容

				合計
面積(m ²)				
賃貸等の相手方				
賃貸等の時期				
賃貸等の条件 (賃貸等価格) (その他条件)				
備考				

(注)

1. 賃貸価格等の設定根拠を備考欄に記入すること。必要に応じて別添資料を添付すること。
2. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。
3. 讓渡を予定する場合は、譲渡の方針について記入し、備考欄に譲渡予定である旨を明記すること。
4. 法人等が取得等する前に施行者が賃貸を行っている場合にあっては、備考欄にその旨を明記するとともに、施行者が賃貸した理由及び当該賃貸契約内容が分かる資料を添付すること。

法人等保留床取得資金貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）第1条
第3項（第1号
第2号）による保留床取得に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、同法並びにこれに基づく命令の規定、都市開発資金貸付要領（平成1
1年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住
街発第39号）第3編の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は、令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに均等
半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

第2条 保留床取得（以下「取得」という。）に要する資金が当初の予定額を必要とし
なくなったときは、貴（都道府県、市町村）の指定する日までに借用金のうち不
必要となった部分を返還します。

第3条 法人の解散等事由により繰上償還の必要が生じた場合には、当該事由の発生し
た日から30日以内に貴（都道府県、市町村）にその旨を報告し、第1条にかか
わらず、貴（都道府県、市町村）に対して借用金を貴（都道府県、市町村）の指
定する日までに繰上償還します。

第4条 借用金によって取得した保留床の全部又は一部を譲渡する場合には、貴（都道
府県、市町村）に対して当該保留床に係る借用金の未償還残高を当該譲渡した日
から起算して30日以内に償還します。

- 2 前項において、借用金に係る保留床の一部について譲渡をしたときは、借用金
の総額に借用金によって取得した保留床の価額に対する当該譲渡をした部分の
価額の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額
と当該譲渡をした日から起算して30日以内に第1条により償還すべきことと
されていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。
- 3 前項による償還を行う場合における貴（都道府県、市町村）に対する借用金の
未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間
は残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、
残存の据置期間を据え置き期間として含む。）とします。

第5条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日、第2条により

貴（都道府県、市町村）が指定する日又は第4条第1項の規定により保留床を譲渡した日から起算して30日後の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第6条 貴（都道府県、市町村）において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

一 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

二 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき

三 第7条から第12条まで又は第14条から第15条までの定めに反したとき（注：債権保全の方法が担保の設定である場合は「第7条から第14条の定めに反したとき」とする。）

2 貴（都道府県、市町村）が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 次の各号の一に掲げる場合には、ただちに貴（都道府県、市町村）に報告し、その指示に従います。

一 取得を中止し、又は廃止しようとする場合

二 取得が予定の期間内に完了しない場合又は取得が困難となった場合

三 取得計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合

四 借用金の償還が完了するまでの間に資本金等の変更（出資者に係る出資額の変更を含む。）を行う場合で、貸付けを受けた日からの変更額の総額が資本金等の総額の2割以上となる場合

第8条 法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書を翌年度の4月20日までに貴（都道府県、市町村）に提出します。

2 貴（都道府県、市町村）において、取得の進捗が不十分であると認め、又は取得の実績が借用の目的若しくは取得計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第9条 借用金によって買い取った保留床の全部若しくは一部の賃貸又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ、貴（都道府県、市町村）に法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

第10条 借用金の償還が完了するまでの間、毎年度の6月20日までに、法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書に直近の決算時の法人の決算書を添えたものを、貴（都道府県、市町村）に提出します。

第11条 借用金の償還が完了するまでの間、住所、名称、代表者、資本金等若しくは定款その他重要な事項の変更（第7条第4号に係るもの）又は保留床の存する建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合には、速やかに貴（都道府県、市町村）に報告します。

第12条 国又は貴（都道府県、市町村）において、債権の保全上その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認めて、借用金の経理等に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は借用金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、これに応じ、又は従います。

(注:債権保全の方法により次のいずれかの欄の規定を用いること。)

連帯保証人を立てる場合	担保を設定する場合（注）
<p>第13条 保証人は、債務者と連帶して一切の債務を保証します。</p> <p>第14条 債務者又は保証人は、貴（都道府県、市町村）が担保物件の提供を要求したときは、ただちにこれに応じます。</p> <p>2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第15条 保証人が死亡等により不在となり、若しくは支払い能力の減少等により不適当となった場合又は保証人を変更しようとする場合は、速やかに貴（都道府県、市町村）に保証人変更申請書を提出します。</p> <p>2 貴（都道府県、市町村）において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第16条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第14条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利が存するときは、ただちに実行されても異議ありません。</p>	<p>第13条 債務者は、貴（都道府県、市町村）に別に定める担保物件を提供します。</p> <p>2 債務者は、前項に定めた担保の提供については、すべて貴（都道府県、市町村）の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続きを履行します。</p> <p>第14条 貴（都道府県、市町村）において、債務者の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の設定、増担保の提供その他の担保の変更を請求したときは、これに応じます。</p> <p>第15条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第13条第1項の担保物件に係る貴（都道府県、市町村）の有する権利がただちに実行されても異議ありません。</p>

令和 年 月 日

債務者 ○○会社

代表者住所

代表者氏名

保証人

住所

氏名

様式第3-31号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

申請者 地方公共団体の長

地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更申請書

令和 年 月 日付け国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けました下記Iの地方公共団体保留床取得資金貸付金について、下記IIのとおり貸付金の額を変更したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3条の23第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

I. 既貸付決定内容

1. 貸付対象地区、貸付対象法人等、貸付額及び貸付金交付予定期

貸付対象地区名	法人等名	貸付額	貸付金交付予定期
		金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日
合 計		金 円	—

2. 当初償還表

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

II. 貸付決定変更内容

1. 変更事由

2. 変更後の貸付対象地区、貸付対象法人等、貸付額及び貸付金交付予定期

貸付対象地区名	法人等名	貸付額	貸付金交付予定期
		金 円	令和 年 月 日
		金 円	令和 年 月 日
合 計		金 円	—

3. 変更後の償還表

償還期日	償還金額
1 令和 年 月 日	金 円
2 令和 年 月 日	金 円
合 計	金 円

様式第3-32号

番 号
年 月 日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって貸付決定変更申請のあった下記Iの地方公共団体保留床資金貸付金について、下記IIのとおり変更することとしたので通知する。

記

I. 既貸付決定内容

1. 貸付決定年月日及び番号

2. 当初貸付金の額 金 円

II. 貸付決定変更内容

1. 貸付金の額 金 円

2. 償還期日及び貸付額は、令和 年 月 日付け 第 号の貸付決定変更申請書記載の通りとする。

様式第3-33号

番号
年月日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還請求書

令和 年 月 日国都総(住街)第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、都市開発資金貸付要領(平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号)第3条の25第1項第2号の規定により下記のとおり償還されたい。

記

1 繰上償還額等

(1) 繰上償還すべき額	金	円
(2) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第29条第2項によって 国に納付しなければならない額	金	円
合計 (1) + (2)	金	円

2 繰上償還の期日 令和 年 月 日

3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象法人等名

4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

5 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 令和 年 月 日	金 円	金 円
2 令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

様式第3-34号

番号
年月日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

地方公共団体の長

地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還申込書

令和 年 月 日国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第3条の25第2項の規定により申し込みます。

記

1 繰上償還の事由

2 繰上償還の額 金 円

3 繰上償還の期日 令和 年 月 日

4 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象法人等名

5 繰上償還後の貸付金の未償還残高 金 円

6 改定償還計画

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 令和 年 月 日	金 円	金 円
2 令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

様式第3-35号

番号
年月日

地方公共団体の長 殿

国土交通省都市局長又は住宅局長
(公印省略)

地方公共団体保留床取得資金貸付金繰上償還通知書

令和 年 月 日国都総(住街) 第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の貸付金については、令和 年 月 日付け第 号による申込みのとおり繰上償還されたく、都市開発資金貸付要領(平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号)第3条の25第3項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- | | | |
|-----------------------------------|----------|---|
| 1 繰上償還すべき額 | 金 | 円 |
| 2 繰上償還の期日 | 令和 年 月 日 | |
| 3 繰上償還される貸付金にかかる貸付対象地区名及び貸付対象法人等名 | | |
| 4 繰上償還後の貸付金の未償還残高 | 金 | 円 |
| 5 改定償還計画 | | |

償還期日	償還金額	償還後未償還残高
1 令和 年 月 日	金 円	金 円
2 令和 年 月 日	金 円	金 円
合 計	金 円	金 円

様式第3-36号

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長又は住宅局長 殿

地方公共団体の長

令和 年度地方公共団体保留床取得資金貸付金実績報告書

令和 年 月 日国都総（住街）第 号をもって貸付決定通知を受けた標記の事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 貸付対象地区

○○地区（法人等名）

2 国から地方公共団体への貸付金の決定額及びその精算額

貸付決定額 円
貸付金精算額 円

3 地方公共団体から法人等への貸付金の決定額及びその精算額

貸付決定額 円
貸付金精算額 円

4 貸付事業の成果

別紙の添付書類のとおり

様式第3-37号

地方公共団体保留床取得資金貸付金精算調書

地区名	法人等名	区分	貸付決定の 内容(円)	精算の内容 (円)	貸付年月 日	摘要
○○地区	○○	全体保留床取得費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		○○年度保留床取得費				
		貸付額				
		全体保留床取得費				
		貸付限度額				
		過年度貸付額				
		○○年度保留床取得費				
		貸付額				
合計	—	—			—	
国からの 借用金	—	—			—	

様式第3-38号

地方公共団体保留床取得資金貸付金受入調書

区分		第　回	第　回	合　計	備　考
貸付決定	貸付決定年月日	年　月　日	年　月　日		
	貸付決定番号				
	貸付決定額	円	円		
決定の変更	変更年月日	年　月　日	年　月　日		
	変更番号				
	変更貸付額	円	円		
決定の取消	取消年月日	年　月　日	年　月　日		
	取消番号				
	取消額	円	円		
貸付金受入	受入年月日	年　月　日	年　月　日		
	受入額	円	円		

(注) 「第　回」は貸付決定の回数に応じ欄を増減すること。

法人等保留床取得資金貸付金保留床取得実績報告書

1. 借入交付年月日及び金額

第1回 令和 年 月 日	円
第 回 令和 年 月 日	円
小 計	円
前年度からの繰越額	円
合 計	円
当年度中に取得した保留床の価額 (貸付金による買い取り分)	円
次年度繰越額	円

2. 保留床取得状況

地方公共団体名	法人等名		前年度まで	令和 年度計画	令和 年度実績	翌年度以降	計	(単位: m ² 、千円)
地区名		保留床取得面積						備考
○○地区		保留床取得総額						
		貸付限度額						
		借入額						

3. 詳細調書

地区名		面積(千m ²)	平均単価(千円／m ²)	価額(千円)	貸付限度額(千円)	借入額(国貸付額)(千円)	備考
令和 年度取得保留床							
	建築物分						
	敷地分						
保留床取得形態							
公募の(予定)時期							
公募の対象							
公募の方法							

(注)

1. 取得価額を証明する書類を添付すること。
2. 保留床取得形態欄には、施行者に帰属する保留床を取得、参加組合員・特定事業参加者の取り分として取得、特定建築者の取り分として取得のいずれかを記入すること。
3. 公募の対象欄には保留床取得者の公募、参加組合員・特定事業参加者の公募、特定建築者の公募のいずれかを記入すること。
4. 公募の方法欄には公報、掲示のいずれかを記入すること。
5. 位置図、区域図、取得対象部分を示す図面を添付すること。

様式第3－40号

地方公共団体の長 殿

申請者 ○○

代表者氏名

法人等保留床取得資金貸付金保留床管理処分計画承認申請書

法人等保留床取得資金貸付金により取得した保留床について、下記のとおり管理処分計画を承認されたく申請します。

記

管理処分計画

地区名			法人名			
借入年月日			借入額			
賃貸・譲渡対象保留床面積	取得に要した費用等の額及び内訳	賃貸又は譲渡の別	賃貸・譲渡の相手方	賃貸・譲渡の予定期間	譲渡の価額又は賃料	用途
	円			年月日～ 年月日	円 (円／月)	

賃貸・譲渡価額の算出方法

その他賃貸・譲渡の条件等

(注)

- 「取得に要した費用等の額及び内訳」は、それぞれ資金調達費用、事務費等、管理等の内訳を記入すること。
- 「その他賃貸・譲渡の条件等」は、賃貸・譲渡に際して相手方に課す条件等を記入すること。
- 位置図、区域図、取得対象、賃貸・譲渡の対象を示す図面を添付すること。

(様式第3-41号)

法人等保留床取得資金貸付金業務状況報告書(令和 年3月31日現在)

1. 保留床管理状況

貸付年月日	令和 年 月 日
貸付金額	円
取得面積合計	m ²
賃貸(予定)床面積	m ²
賃貸中床面積	m ²
譲渡済床面積	m ²
その他面積	m ²

2. 管理状況詳細

図面対照番号	面積	賃貸・譲渡等の別	管理状況	賃貸条件	譲渡の予定	備考
合 計		—	—	—	—	

(注)

1. 保留床の各部分の管理状況が分かる図面を添付すること。
2. 「管理状況」欄には、所有者、使用者の名前、用途を記入すること。
3. 「賃貸条件」欄は、保留床を賃貸している場合にのみ、賃貸価額、賃貸期間その他条件を記入すること。
4. 位置図、区域図、取得対象部分、賃貸・譲渡の対象を示す図面を添付すること。